

## 令和元年度大槌町養殖漁業等経営安定化促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 養殖漁業の活性化、経営の安定化を図ることを目的とし、予算の範囲内で、大槌町補助金交付規則(昭和38年大槌町規則第12号)、大槌町補助金交付規程(平成25年大槌町訓令第7号)及び、この要綱により、補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 養殖棚 既に取り組んでいる養殖事業の拡大(新增設)又は新たに養殖事業に取り組む際に整備する養殖棚(但し、国又は県の災害復旧事業、漁業共済による災害補償等、他事業の対象となるものを除く)。
- (2) 養殖種苗 カキ及びホタテ
- (3) 係留索等 前1号に規定する養殖棚の付帯設備
- (4) 災害 大雨(大雨注意報発令以上)又は台風によるもの
- (5) 流木等 大雨(大雨注意報発令以上)や台風により流れ込んだ樹木及びその一部や漂流物(ゴミ等)で漁具類(浮き、網、ロープ等)は含まないもの

(補助対象及び補助額等)

第3条 補助金の交付の対象及び補助対象者、補助率又は補助金の額等は別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付を申請するに当たって当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)第30条の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りではない。

(補助金交付の決定)

第5条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じ現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了届(様式第2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による書類を受領した場合において、当該書類を審査し、必要に応じ現地調査を行い、当該事業が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、速やかに完了確認及び補助金額確定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
- 3 前項の規定により通知を受けた補助事業者が、補助金の支払を受けようとするときは、大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付請求(精算)書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日に遡って施行する。

別表（第3条関係）

補助対象メニュー	補助対象費用	補助対象者	補助率	補助限度額
養殖棚新（増）設支援事業	養殖棚の新（増）設のため、必要となる資材購入費	漁協及び養殖漁業経営体	1/2 以内	1 経営体当たり 200,000円
係留索等新（増）設支援事業	養殖棚の新（増）設に付随する係留索の強化等に必要となる資材購入費	同上	1/2以内	1 経営体当たり 200,000円
養殖種苗代支援事業	カキ及びホタテ種苗購入に係る費用（運搬費、製氷料含む）	同上	1/2以内	1 経営体当たり 200,000円
貝毒検査料（検体料）	カキ、ホタテ、ホヤの貝毒検査（検体）料	漁協	1/2以内	200,000円
小型船舶操縦士免許取得費用	小型船舶操縦士免許1級又は2級を取得するために係る講習料	正組合員及び准組合員又は漁協定置網漁乗組員で2年以上の乗船実績（見込）があるもの。	1/2以内	100,000円
自発的提案型取組支援事業	新魚種開発等に係る経費	漁協及び養殖漁業経営体（取組から3年間は継続が見込まれること。なお、他の補助メニューの対象となるものは除く）	1/2以内	1 経営体当たり 200,000円
漁港施設等災害対策支援事業	災害等により漁港や養殖棚に集積した流木等を取り除く清掃活動に参加した備船料及び車両費	漁協及び正組合員又は准組合員	1日（回）につき	1 船当たり 5,000円 1 車両当たり 3,000円

年 月 日

大槌町長 あて

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付申請書

大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金の交付を受けたいので、大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付要綱第4条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

添付書類

・事業計画書

## 事業計画書

### 1. 事業概要

(1) 事業実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日

(2) 事業内容及び経費配分

事業内容	総事業費 (A+B及びC) 円	補助事業の財源内訳		説明
		町補助金 (A) 円	自己資金 (B) 円	
			その他 (C) 円	

### 備考

- 1 この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業計画書等を添付のこと。
- 2 説明欄には、事業種別ごとの事業費の内訳を記載すること。
- 3 養殖施設整備の場合は設置予定位置図を添付すること。
- 4 漁港施設等災害対策支援事業の場合は使用漁船の登録票の写し及び使用車両の自動車検査証の写し並びに漁港内の活動予定位置図と当該地の現況がわかるもの（写真等）を添付すること。

# 完了届

年 月 日

大槌町長 様

住所  
氏名

下記事業が完了しましたのでお届けします。

事業が完了した年 月 日	年 月 日
事業名	
事業実施場所	
事業内容	
履行期間	年 月 日 から 年 月 日
交付決定額	円

## 事業実績書

### 1. 事業概要

(1) 事業実施期間 自 年 月 日 至 年 月 日

(2) 事業内容及び経費配分

事業内容	総事業費 (A+B) 円	補助事業の財源内訳		説明
		町補助金 (A) 円	自己資金 (B)	
			その他 (C) 円	

### 2. 添付書類

- (1) 事業実施に係る証票類（契約書、請求書、領収書、等）を添付すること。
- (2) 購入した種苗及び資材の物品検収の写真等を貼付すること。
- (3) 小型船舶操縦士免許の写しを添付すること。
- (4) 漁港施設等災害対策支援事業に使用した船舶及び車両の一覧を添付すること。

### 備考

- 1 この様式により難しいときは、上記の内容が記載された事業実績書等を添付のこと。
- 2 説明欄には、事業種別ごとの事業費の内訳を記載すること。

住所又は所在地  
氏名又は事業所名称

様

完了確認及び補助金額確定通知書

令和 年度大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金については大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記の通り補助事業の完了を確認し並びに補助金額を確定しましたので、通知します。

令和 年 月 日

大槌町長 平 野 公 三

記

- |              |   |
|--------------|---|
| 1. 補助事業の名称   | 令和元年度大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金  |
| 2. 事業実施期間    | 年 月 日 ～ 年 月 日   |
| 3. 補助事業者     |   |
| 4. 補助金の交付決定額 | 円   |
| 5. 補助金の額の確定額 | 円   |
| 6. 確認の結果     | 大槌町補助金交付規定第11条第1項、平成30年度大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付要綱第6条第2項に基づき、完了確認を行ったところ、特に問題はなく適正であると認められる。 |



年 月 日

大槌町長 あて

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名

大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付請求（精算）書

年 月 日付け大槌町指令第 号で完了確認及び補助金額確定通知のあった標記補助事業について大槌町養殖漁業経営安定化促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記の通り補助金の交付を請求します。

記

1 請求（精算）額 金 円  
補助金交付決定額 金 円  
前金払受領済額 金 円

2 添付書類 事業実績書

3 振込先口座番号等

振込先 口座名義	カナ						
	漢字						
金融機関	名称						
	支店名	支店・支所・営業所・本店（本所）					
	種類	普通・当座・その他（ ）					
	口座番号						

注 精算の結果、交付を受ける補助金がない場合は、「補助金の交付を請求」を「精算」と記載すること。